

令和7年度埼玉県障害者相談支援従事者現任研修等実施要領

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して研修を実施します。

3 研修内容

（1）研修内容

「相談支援従事者現任研修標準カリキュラム」に基づき実施します。

（2）日程及び会場

○WEB 共通講義（受講者全員が受講必須）

WEB上で研修動画視聴（視聴方法は受講決定時にお知らせします。）

【視聴期間：令和7年10月13日（月）～令和7年11月12日（水）】

※視聴期間終了後でも繰り返し視聴可能です。

○演習（3日間） 9時30分～17時30分（予定）

各日程	各演習日	研修実施方法
演習A日程	令和7年12月12日（金）	さいたま市文化センター 多目的ホール
	令和8年 1月23日（金）	
	令和8年 2月19日（木）	
演習B日程	令和7年12月18日（木）	東松山市民文化センター 大会議室
	令和8年 1月29日（木）	
	令和8年 2月27日（金）	熊谷文化創造館さくらめいと 月のホール

※演習日程の選択はできません。受講決定通知にて受講日時をお知らせいたします。

演習日程については演習人数の関係で、受講決定された演習受講日及び時間の変更は原則できませんので、あらかじめご了承ください。

※WEB 共通講義受講には、パソコン（タブレット・スマートフォン可）、インターネット環境、映像・音声通信機器が必要です。

※WEB 共通講義のみの修了証書は交付しません。

4 受講定員（予定）

150名

5 受講費用

20,000円（4日分資料代）＋振込手数料

6 応募資格

以下（１）から（４）の全ての条件を満たす者。

(1)	以下のどちらかに該当すること。 ○県内に所在する障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所に従事している相談支援専門員、又は相談支援専門員として従事する予定のある者。 ○県内に所在する指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者、又はサービス提供責任者として従事する予定のある者。
(2)	指定相談事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する。 具体的には以下のどちらかに該当すること。 ア 1 回目の障害者相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）の受講である場合 ⇒過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。 イ 2 回目以降の現任研修の受講である場合 ⇒受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現に相談支援業務に従事している。
(3)	以下のどちらか要件を満たしており、現任研修を5年に1回以上受講していること。 （参考：別紙1「現任研修の受講時期について」） ア 平成18年度以降、障害者相談支援従事者初任者研修を修了した者 イ 平成18～21年度に、下記①又は②のいずれかの研修を修了した者 ① 障害者相談支援従事者追加研修Ⅰ（1日） ② 障害者相談支援従事者追加研修Ⅱ（平成21年度…1時間30分） ※なお、主任研修を修了した場合は、当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます
(4)	WEB 共通講義、演習（3日）全ての日程を受講でき、演習の際に受講者本人が担当した事例を提出することが可能であること。

※埼玉県外の事業所にお勤め及びその予定の方の申し込みは受け付けておりません。

※ご提出していただいた実務経験経歴書で上記の要件を満たしていないと判断した場合、研修をお断りする場合があります。

7 受講決定指針

令和7年度は次の優先順位に基づいて受講者を決定する予定です。

優先順位	対象者
1	○平成22年度に実施された初任者研修を修了し、平成23年度から平成27年度末までに実施された現任研修を修了しかつ平成28年度から令和2年度までに実施された現任研修を修了した者のうち、令和3年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者 ○平成27年度に実施された初任者研修を修了し、平成28年度から令和2年度末までに実施された現任研修を修了した者のうち、令和3年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者 ○令和2年度に実施された初任者研修を修了した者のうち、令和3年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者
2	○平成23年度に実施された初任者研修を修了し、平成24年度から平成28年度末までに実施された現任研修を修了しかつ平成29年度から令和3年度までに実施された現任研修を修了した者のうち、令和4年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者 ○平成28年度に実施された初任者研修を修了し、平成29年度から令和3年度末までに実施された現任研修を修了した者のうち、令和4年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者 ○令和3年度に実施された初任者研修を修了した者のうち、令和4年度から令和6年度に実施された現任研修を修了していない者
3	○現任研修を未受講であり、今後主任相談支援専門員研修を受講予定 ※主任相談支援専門員研修の受講にあたっては、現任研修の修了後、相談支援専門員として指定地域相談支援事業所（指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上であることのほか、地域における中核的な役割・指導的役割に関する要件があります。
4	1、2、3に該当しない者

※2に該当しても、応募状況によっては受講できない場合がございます。

8 応募方法

(1) 申込方法

電子申請と申込書類送付の両方の申込が必要です。下記手順にて申請ください。
提出された書類等に虚偽の申告が認められた場合には、受講を取り消します。
一方のみでは、書類不備とみなしますので、ご注意下さい。

1. 電子申請 下記 URL より様式 1 号を申請してください。

通知書類等への記載は、電子申請時に入力された表記で行います。
書類は、入力された事業所の住所に発送しますので、正しく入力してください。

電子申請先 有限会社プログレ総合研究所
「受講申込書」(様式1号)の内容を下記の有限会社プログレ総合研究所のホームページから電子申請してください。(様式1号の郵送提出は不要です)
電子申請フォーム URL: <https://ws.formzu.net/dist/S178423372/>

2. 申込書類送付 下記 1 から 5 の申込書類を折らずに送付ください。 ※角型 2 号封筒 (24 cm × 33.2 cm) A4 用紙が入る封筒を使用ください。

1、チェックシート	
2、従事証明書 (過去5年間に2年以上の実務経験のある場合)	有限会社プログレ総合研究所のホームページからダウンロード必要事項を記載し、事業所から証明を受けてください。
3、受講推薦書 (現に従事している場合)	法人名、事業所名、代表者名、代表者印が必要です。
4、相談支援従事者初任者研修 修了証の写し	相談支援従事者初任者研修の修了証の写しを添付してください。
5、相談支援従事者現任研修 修了証の写し(該当者のみ)	直近に修了した相談支援従事者現任研修の修了証の写しを添付してください。
6、140 円切手 ※専用の台紙に貼付けしたもの ※2 名以上申し込む場合は、 <u>一人につき1枚ずつ台紙が必要です。</u>	切手を貼る専用用紙は(有)プログレ総合研究所ホームページよりダウンロードして使用ください。 受講可否の送付は、受講者ごとにプログレ総合研究所の専用封筒(緑色)にて送付します 送付先は所属事業所といたします。
7、修了証等紛失届(該当者のみ)	※埼玉県内で受講している場合のみ

様式ダウンロード URL: <https://www.omiya-fukushi.co.jp/saitama-kensyu/s-gennin2025/>

【郵送先】

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110 大宮 NSD ビル7階
有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

*「令和7年度相談支援従事者現任研修申込書類在中」と朱書きしてください。

(2)応募期限

電子申請：令和7年9月18日(木)までに入力

書類郵送：令和7年9月19日(金)消印有効

(3)受講決定通知

受講決定通知は、**令和7年9月30日(火)**に所属事業所宛に郵送いたします。

受講者は、受講決定通知に同封する振込払込書にて**令和7年10月17日(金)**までに受講費用をお振込みください。

9 事例提出

別紙研修プログラムのうち「演習」において、受講者本人がこれまでに関わった事例について資料を作成し提出することが必要です。（提出期日等の詳細については受講決定時に通知します。）

受講決定後、この資料の提出がない場合は、受講を認めないものとします。

10 研修受講にあたって

(1) WEB 講義視聴後の振り返りシート、演習事前課題の未提出について

共通講義視聴後の振り返りシートの提出及び演習事前課題について期日までに提出がなされない場合は、他の日程への変更を含めて継続受講ができなくなります。詳細は、受講決定通知に同封いたします。

(2) 欠席、遅刻、早退及び通信障害における途中離脱等について

WEB 演習における、欠席、遅刻、早退等や接続確認日程に参加せず、WEB 演習が通信障害等により受講できなくなった場合は、研修内容のすべてを受講できなかったと判断し、原則として修了とは認められません。必ず接続確認に出席してください。

(3) 演習進行の妨げになる発言・行動等について

研修中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における途中離脱や終始無言等）、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

11 修了証書の交付等（WEB 共通講義 1 日＋演習 3 日＝4 日間が全日程）

(1) 4 日間全日程の研修修了者については、埼玉県から修了証書を交付します。

(2) 4 日間全日程の研修修了者については、埼玉県が名簿を作成し、これを管理します。

※本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご注意ください。

※修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

12 その他

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修（又は追加研修Ⅰ、追加研修Ⅱのいずれか）を修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度ごとの年度末日までに現任研修を受講することが必要です。（別紙1「現任研修の受講時期について」参照）

13 問合せ・申込み先

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者研修事業担当

住所：さいたま市大宮区仲町1-110大宮NSDビル7階

電話：048-640-4401（FAX：048-640-4408）

メール：s-shougai@omiya-fukushi.co.jp